

新予防給付について

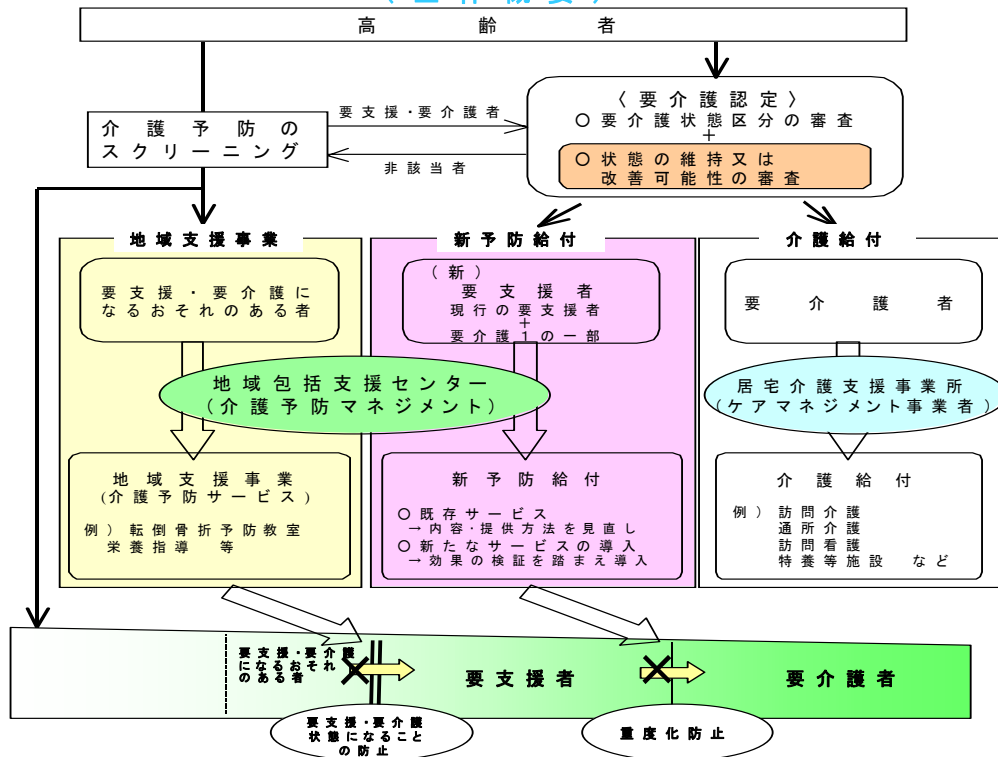
1 新予防給付の趣旨

国は、軽度の要介護者（要支援、要介護1）の方々に対するサービスをより本人の自立支援に資するように改善する目的で、新予防給付を創設した。

軽度者の特徴は次のとおりである。

1. 廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下するタイプ）の方々が多い。
 2. 早期から予防とリハビリテーションを行うことで生活機能の改善可能性が高い一方、「年だから仕方がない」と活動しない、させないと生活機能の低下のリスクも高い
- そのため、「改善可能性に向けた本人の意欲を高めることが重要」となる。

予 防 重 視 型 シ ス テ ム へ の 転 換 (全 体 概 要)



資料：厚生労働省老健局長「介護保険制度の見直し」

2 新予防給付・介護給付の概念整理

新予防給付において市町村が指定・指導監督を行うサービスは、以下の通りである。

- 【地域密着型介護予防サービス】①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護

【介護予防支援】地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として指定を受けて実施介護予防サービスのうち、主として通所系サービスにおいては、新しいサービスメニューとして「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」が導入される。

介護サービスの種類(制度改正後)

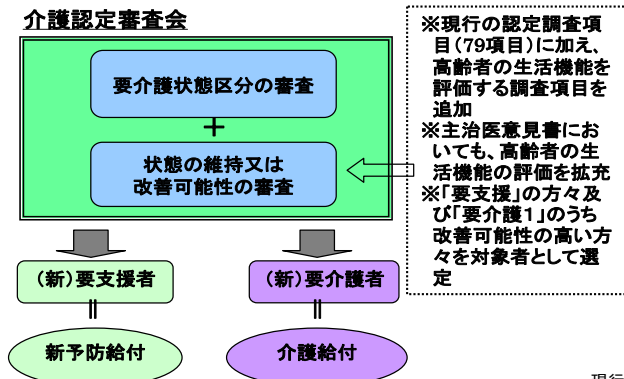
市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定福祉用具販売</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 	サービス 介護給付を行う
<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>◎介護予防支援</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p>	

資料：平成17年4月19日厚生労働省老健局介護保険課長「介護保険制度改革の方向」

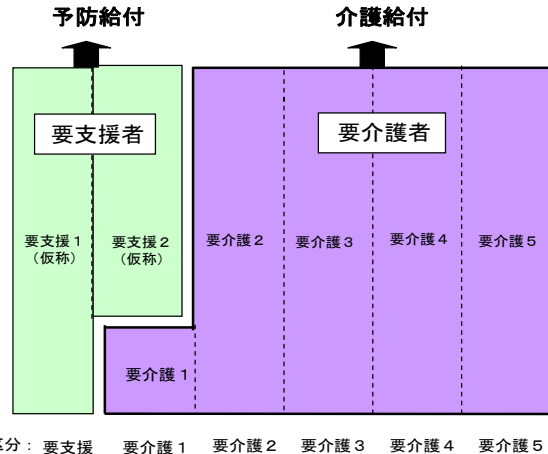
3 要介護認定における新予防給付対象者の選定

新予防給付対象者の選定は、介護認定審査会において、「要介護状態区分」に加え、高齢者の状態の維持・改善可能性を審査・判定して行う。現行区分の要支援および要介護1のうち改善の可能性の高い者を、新予防給付の対象者(要支援1、要支援2)として選定する。

介護認定審査会における新予防給付対象者選定のイメージ



保険給付と要介護状態区分のイメージ



資料：厚生労働省老健局長「介護保険制度の見直し」